

# ((( ( 技術・行政情報 ) )))

## 京都議定書の見通し

### 1. 署名・批准状況

1999年4月末の状況で署名が完了している国は84ヶ国である。また、批准を完了した国も8ヶ国ある。批准完了国はバハマ、モルジブ、アンティグア・バブーダ、エルサルバドル、パナマ、フィジー、ツバル、トリニダード・トバゴで小島嶼諸国が中心である。先進国から構成される付属書B国はハンガリー、アイスランドを除いて署名が完了している。署名をするということは批准の意志ありと言う表明と考えられる。ちなみに議定書の発効は付属書B国全体の55%以上を排出している付属書B国が批准し、かつこれらを含め55ヶ国以上が批准した90日後と定められている。ここでは付属書B国排出量の約35%を占める米国の批准の動向が大きな鍵を握っている。

### 2. 温室効果ガスの排出見通し

温室効果ガスの排出量は旧西側諸国において増大を続けている。EU諸国においては90年比で95年の排出量が減少した国はデンマーク、ドイツ、ルクセンブルグ、英国の3ヶ国のみである。EU全体でも2010年時点では京都議定書に規定されている-8%の達成はきわめて困難で2%減程度の約41億CO<sub>2</sub>-トンに削減する事がせいぜいではないかと考えられている。米国は95年時点で既に90年よりも23%も多く排出しており、今後最大限の削減の努力をしても2010年時点では90年比8億3000万CO<sub>2</sub>-トン多い排出量が予想されている。わが国についても同様で、1990年の排出量よりも最大限の削減努力を行っても1億CO<sub>2</sub>-トン程度の増加が考えられている。この結果OECDに属す付属書B国は削減目標値に比べ、2010年において約30億tCO<sub>2</sub>-トンの排出量オーバーが予測されている。一方で所謂移行経済国では経済状況の回復を想定しても議定書の削減目標は十分に達成可能と予想され、例えばロシアには1900万から8700万CO<sub>2</sub>-トンの余剰が生じると予想されている。この結果非OECDの付属書B国では最大で13億CO<sub>2</sub>-トンの余剰分が予想されている。しかしながら付属書B国全体で見ると総量では目標値を上回る国が多く、経済移行諸国の削減分ではその増加を賄う事

は難しい。つまり、京都メカニズムのうちの排出権取引だけでは先進国の排出量の増大を抑制する事は出来ず、JIやCDMと言うプロジェクトベースの削減努力の必要性が求められている。

### 3. 各国の対応状況

米国は批准の承認権を持つ上院の反対決議や、来年の大統領選挙を控えている事もあり、ここ2、3年のうちに議定書が批准される可能性は殆どない。一方で気候変動問題の重要性に関する認識は高まりつつある、例えば二酸化炭素早期削減（アーリークレジット）法案、低炭素排出エネルギー技術開発・炭素回収、貯蔵研究開発支援法案等が今年に入って提案されており、ゆっくりとした歩みではあるが米国内での意識変革の兆候が現れつつあると考える。欧州では再び環境税を導入しようと言う動きが活発化しつつある。今年に入りイタリア、ドイツで環境税が導入され、イギリスにおいても2001年からの環境税導入に向けた検討が始められている。EUレベルでも環境税の導入の是非が再び議論されつつある。また、EUは近々EUとしての議定書批准に向けた戦略および、柔軟性措置利用の上限值に関する提案を採択する予定である。わが国でも1999年4月に入り温暖化防止基本法の成立、省エネルギー法の施行さらにはライフスタイルの変更をねらいの一つにしたサマertime導入に向けた答申が出されるなど今年に入り大きな動きがあった。

### 4. その後の議定書をめぐる交渉状況

・京都メカニズムのあり方に関する検討  
京都議定書の批准に向けての大きな論点の一つは京都メカニズムのルール作りである。京都メカニズム（JI/CDM、排出権取引）をどのようなルールで運用すべきであるかについては議論が分かれている。わが国は国際交渉の場において米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ロシアなどと所謂アンブレラと言うグループを構成し、アンブレラの一員として行動をしている。いっぽうEUはEUとして共同行動を取っており、付属書B国ではアンブレラと意見の対立が見られる。

## (((( ( 技術・行政情報 ) ))))

EUはどちらかと言うと環境保護を強く打ち出したスタンスでの発言が目立ち、例えば柔軟性措置を活用する削減量に制限を加えようと言う考えを打ち出しているに対し、アンブレラグループは温室効果ガスの削減は地球上どこで削減しても同じである事、柔軟性措置を利用した削減量のモニタリングが困難である事、柔軟性措置の適用に制限を課すことは費用対効果を悪化させる恐れがあることを理由に反対している。

これ以外の途上国の立場はさまざまで中国・インドは排出権取引に対して強い反対の姿勢をまだ取り続けている。一方投資案件を少しでも呼びこみたいと考える途上国はCDMに対して非常に積極的に取組もうとしており、ルール作り等に積極的に関与しようと言う動きも見られる。ここではCDM、排出権取引について解決すべき課題を整理した。CDMに関する論点は大きく次の点に整理できる。

①CDMを実施する組織に関する議論：議定書に定められている理事会、執行機関にどのような機能を与えるか。

②CDMで得られるクレジット算定に関する議論：クレジット算定の基礎となるベースラインの設定はCDMの信頼性を高めるためにも非常に重要な議論であるが、設定方法に様々な考え方があふ。ベースラインに関するワークショップもいろいろ開催され議論が積み重ねられつつあるが、まだ収束の兆しは見えていない。

③補足性に関する議論：CDMに関する議定書の条文には直接の規定は無いものの、CDMとして認定されるためには資金の性格・追加性等所謂補足性の問題についてAIJと同様の考え方を適用すべしと言う主張をしている国もある。この補足性の解釈については意見がまとまっていない。ここには一般のビジネス活動も含める事を認めるべきであるかと言う議論も含まれる。

④シンクの取扱い：議定書には明記されていないものの、GHGのシンクをCDMに含めるべきかどうか意見が分かれている分野の一つである。シンクを対象としたプロジェクトの削減コストは安価であるものが多い上、AIJにおいても森林保護・再植林等のシンク関連プロジェクトが多く、AIJを2000年以降は相手国の承認の下CDMへと移行していきたい国にとってもシンクがCDMの対象となるかは重要である。

⑤その他：途上国支援資金をどう構築すべきかなど上記以外にも解決すべき課題が残されている。排出権取引に関する議論は依然排出権を巡る入り口論議が続いている。排出権の性格を巡りそれ以降の議論に入ろうとしない途上国もある。排出権取引に関する主要な論点は次の通りである。

①売り手責任・買い手責任：購入した排出権の発行国が京都議定書を不遵守と言う状況になった場合、取引された排出権をどのように扱うかと言う議論である。

②追加性：ホットエアーの取引を認めるか、認めないかはEUとアンブレラ諸国との間で大きな論点となっている。

③参加主体：排出権取引に民間企業が参加できるかについては政府の判断に任せると言う先進国と排出権はそもそも取引の対象とすべきで無いと考える途上国の間で意見の対立が見られる。

④登録簿：米国とニュージーランドは共同で国際的排出権取引をにらんだ排出権の移動を管理する登録簿(情報管理システム)のたたき台を作成し、各国に打診を図っている。

この他に議定書の法的拘束力をどのように持たせるかもボンの予備会議の議題に上っている。

### ・モンリオール議定書との整合性

昨年のブエノスアイレスでのCOP4において、モンリオール議定書に定めるフロコン規制と、GHG規制との整合性を図るための検討がIPCCと共同で行なわれている。

### ・WTOとの整合性

京都議定書に定める排出権取引を民間企業にまで認める場合は貿易とサービスに関する一般協定(GATS)との整合性を考慮する必要がある。GATSでは差別的な貿易措置等を禁じているが、民間企業の取引への参加を認めた場合、排出権取引で不遵守の際の法的拘束力を持つ手段として差別的な手段が検討される事になるとGATSルールに抵触する事になり兼ねない。京都議定書とWTOルールとの整合性についてはまだ大きく論じられてはいないが、ルール作りが本格化してくるとこの問題も大きな課題として浮上してくるであろう。

(株)三菱総合研究所

エネルギー・資源研究部長 青柳 雅